

諮問番号：平成30年度諮問第1号

答申番号：平成30年度川行審答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る処分を取り消すとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

処分庁が審査請求人に対してした保育所等利用保留決定処分を取り消し、認可保育所入所の決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 保育の必要性の認定を受けているにも関わらず入所させなかったことは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に違反する。

イ 保留結果「利用調整の結果、内定とならなかったため」が抽象的であり、なぜ保留なのか具体的な理由が明示されなかった。

2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求に係る処分を取り消す。

(2) 理由

ア 児童福祉法第24条第1項違反の主張について

(ア) 児童福祉法第24条第1項と保育所等利用調整

児童福祉法第24条は、利用調整を行って保育を受ける必要性が高いと認められる児童から内定とした結果、利用保留となる児童が発生することを想定しているものと解され、保育を必要とする全ての児童をいかなる場合においても保育所で保育することを義務付けているものではない。

(イ) 本件処分に係る利用調整は適正か

本件処分に係る利用調整については、川崎市の利用調整基準に従い適正に行われているものと認められ、裁量権の逸脱又は濫用があったとは言えない。

なお、審査請求人は、審査請求人の夫の転職に伴う取扱いについての説明が以前受けた説明と異なるとして、当初の説明どおりの取扱いなどを求める書面を提出しているが、利用申込み締切後に夫の新たな就労・所得証明書が提出されたことによって、ランクが下がるなど審査請求人が懸念していたような事実は特段見当たらない。

(ウ) 児童福祉法第24条の趣旨と本件処分

児童福祉法第24条は、市町村が保育を必要とする児童について、保育所において保育しなければならない旨を定めているだけでなく、市町村の役割・責務について様々な形で定めており、川崎市においても多様な保育施策が実施されているところである。本件児童についても、本件処分の後、おなかま保育室等の勧奨などが行われたことが認められる。

本件処分によって、本件児童が何らの保育サービスも受けられないまま放置され続けるものとは言い難く、利用調整の結果、利用保留となったことをもって、違法又は不当であるとは言えないものであり、本件処分が児童福祉法第24条第1項に違反しているとの審査請求人の主張には理由がない。

イ 保留理由の記載に関する主張について

本件通知書の「利用調整の結果、内定とならなかったため」という記載からは、いかなる事実関係によって判断がなされたのか、いかなる審査基準を適用されたのかが明確でなく、当該記載から審査請求人がこれらを知ることは不可能であると言わざるを得ない。

行政手続法（平成5年法律第88号）第8条によれば、処分の理由は処分と同時に示さなければならず、また、書面で処分するときは理由も書面により示さなければならないものである。利用案内及び要綱が川崎市公式ウェブサイトに掲載され、利用案内には利用調整の一般的な説明や利用調整基準が掲載されているが、このことは、審査基準を設定し、これを公にすべきことを定めた行政手続法第5条には適合しているものの、本件処分の理由を提示しているものとは言えず、処分より後に問合せに応じて口頭で処分理由を説明するという対応も、これをもって理由提示義務を果たしたことにはならない。

一方で、保育所等利用調整のように、一時に大量の処分が行われ、しかも他の申込者のプライバシー等にも配慮を要するような場合、処分時点で詳細な理由を記載することは困難であり、処分理由の記載としては、一定の抽象化した内容とならざるを得ないものと考えられる。

以上のことから、本件処分の理由としては、「希望した保育所等に定員を超えた申込みがあったため、利用調整基準に基づき申込児童のランク・指数等を判定し利用調整を行った結果、当該申込児童は内定に至らなかった」旨をまず記載すべきである。

その上で、処分理由のより具体的な内容として、次のとおり、それぞれ記した提示方法により本件処分についても対応すべきである。

(ア) 利用申込者自身の児童のランク・指数・項目点

利用調整結果通知書に明記する等、適当な方法により処分と同時に利用申込者に明示すべきである。

(イ) 申込みをした保育所等ごとの募集人数、申込者数及び内定者数

川崎市公式ウェブサイトで公表した上で、利用調整結果通知書にその旨を記載する等の方法により示すこともやむを得ない。

(ウ) 申込みをした保育所等ごとの利用申込者自身の児童の順位及び内定した申込み児童のうち最も順位の低い者のランク・指数・項目点

処分後に可能な範囲で窓口における口頭説明により示すなど、必要に応じて適当な方法により第三者のプライバシー等に影響のない範囲で示すこともやむを得ない。

よって、本件処分は理由の記載に瑕疵があり、行政手続法第8条に違反するものであって、違法として取消しを免れない。

ウ その他上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当な理由となる点は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求に係る処分を取り消す。

2 理由

上記第2 2(2)と同様

第4 調査審議の経過

平成30年 7月31日 諮問の受付

同年 8月23日 第1回審議

同年10月 2日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

(1) 児童福祉法第24条第1項違反の主張について

児童福祉法第24条においては、保育の必要性について認定を受けた児童について、同条第2項に定めるところによるほか、市町村が保育所において保育をしなければならないこと（第1項）、保育所のほか認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講ずべきこと（第2項）、保育所等の利用について調整を行うこと（第3項）、地域の実情に応じた保育が提供され、児童が必要な保育を受けることができるよう体制の整備を行うこと（第7項）等が定められている。したがって、保育を必要とする児童について、市町村は保育所における保育サービスを必ず提供しなければならないものではなく、その他の手段による保育サービスも認められているものである。

そして、川崎市では、認可保育所の拡充・整備をするほか、川崎認定保育園、おなかま保育室、一時保育などの多様な保育サービスの充実、利用保留となった後のアフターフォローなどのサービスを行っており、保育ニーズに対応するため様々な対策を講じているものと認められる。また、利用調整についても、その方法及び利用調整基準が必要な手続を経て要綱として明文化されており、その内容に妥当性を欠くところは特段見当たらない。本件では、この利用調整基準に基づき利用調整が適正に行われ、その結果、より保育の必要性が高いと認められる児童がいたため、本件処分が行われたものであり、裁量権の逸脱又は濫用があったものとは言えない。

以上のことから、本件処分が児童福祉法第24条第1項に違反しているものとは言えない。

なお、審査請求人は、審査請求人の夫の転職に伴う提出書類の取扱いについて、事前に受けた説明と異なり、利用申込み締切までに提出しないと一次調整におけるランクが下がるとの説明を受けたとして、当初の説明どおりの取扱いなどを求める書面を提出している。しかし、本件においては、利用申込み締切後に夫の新たな就労・所得証明書が提出されたことによって、ランクが下がるなど審査請求人が懸念していたような事態が生じたとは認められない。

(2) 理由の記載の瑕疵に関する主張について

本件通知書には、本件処分の理由として、「利用調整の結果、内定とならなかったため」と記載されているのみであり、この記載では、いかなる事実関係に基づき、いかなる審査基準を適用して本件処分がされたのかが明確でない。また、処分後に問合せに応じて口頭で処分理由を説明するという対応も、行政手続法の定める理由提示義務を十分に果たしているとは言えず、通知書に可能な限り具体的な事項を処分理由として記載すべきである。

一方で、保育所等利用調整が一時に大量の処分を行うものであること、一回の利用調整において多数の保育所等について判断がなされること、第三者のプライバシー等に配慮を要する事項が含まれることも考慮する必要がある。

そのため、本件処分の理由として記載する内容については、「希望した保育所等に定員を超えた申込みがあったため、利用調整基準に基づき申込児童のランク・指数等を判定し利用調整を行った結果、当該申込児童は内定に至らなかった」とした上で、より具体的な内容として、次のとおり対応すべきであると考える。

ア 利用申込者自身のランク・指数・項目点

これらの事項は、利用調整基準に従い保育所等利用の申込者に個別に付与されるものであるが、当該利用調整基準は公表されており、当該利用調整基準に当てはめることで本人が自身のランク・指数等を確認できるものである。

処分理由提示の趣旨の一つが、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与えることであることを踏まえると、これらの事項を明示しないと、本人の認識とは異なるランク・指数等が付与されていた場合に不服申立の機会を奪われ得ることになり、その趣旨に反するほか、仮に付与されたランク・指数等に誤りがあった場合、その状態が放置されることとなり、利用調整が適切に行われないこととなる。

そのため、これらの事項については、通知書に明記する等、適当な方法により処分と同時に利用申込者に明示すべきである。

イ 申込みをした保育所等ごとの募集人数、申込者数及び内定者数

理由提示の程度については、いかなる事実関係に基づきいかなる審査基準を適用して当該処分がされたのかが、その記載自体から分かるものでなければならぬと解されることに鑑みると、これらの事項は、処分の前提となる事実関係であることから、本来、処分理由として明示すべきものである。

しかしながら、これらの事項は、申込みをした多数の保育所等ごとに異なるため、保育所等利用調整のように一時に大量の処分を行わなければならない場合、利用保留となった全ての申込者に対し、申込みに係る全ての保育所等について個別に記載することは、事務処理上相当な困難を伴うものと考えられる。

そのため、これらの事項は、市のホームページで公表した上で、通知書にその旨を記載する等の方法により示すこともやむを得ない。

ウ 申込みをした保育所等ごとの利用申込者自身の順位及び内定した申込者のうち最も順位の低い申込者のランク・指数・項目点

これらの事項は、利用調整の結果、保育所等の利用保留とされた場合に、どのような事由によってその保育所等に入所する児童が決定されたか、また、その保育所等の利用調整の中で自身の位置を把握できるという点で、いかなる事実関係により処分がされたかを知るために有益な情報であると言える。

しかしながら、これらの事項を処分理由として明示した場合、保育所等の利用調整の性質上、他の申込み児童の具体的な養育状況、保護者の勤務状況等といった第三者のプライバシー等が推認される可能性があり、処分理由として一律に記載することには問題がある。

そのため、これらの事項は、処分後に可能な範囲で窓口における口頭説明により示すなど、必要に応じて適当な方法により第三者のプライバシー等に影響のない範囲で示すこともやむを得ない。

以上のことから、本件処分は理由の記載に瑕疵があり、行政手続法第8条に違反するものであって、取り消されるべきである。

(3) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	人	見	剛
委員	田	所	美佳
委員	葭	葉	裕子